

10月から、65歳以上(第1号被保険者)の介護保険料の納付が始まります。

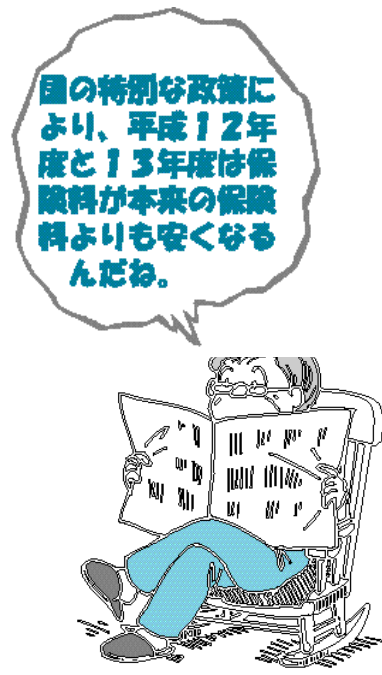
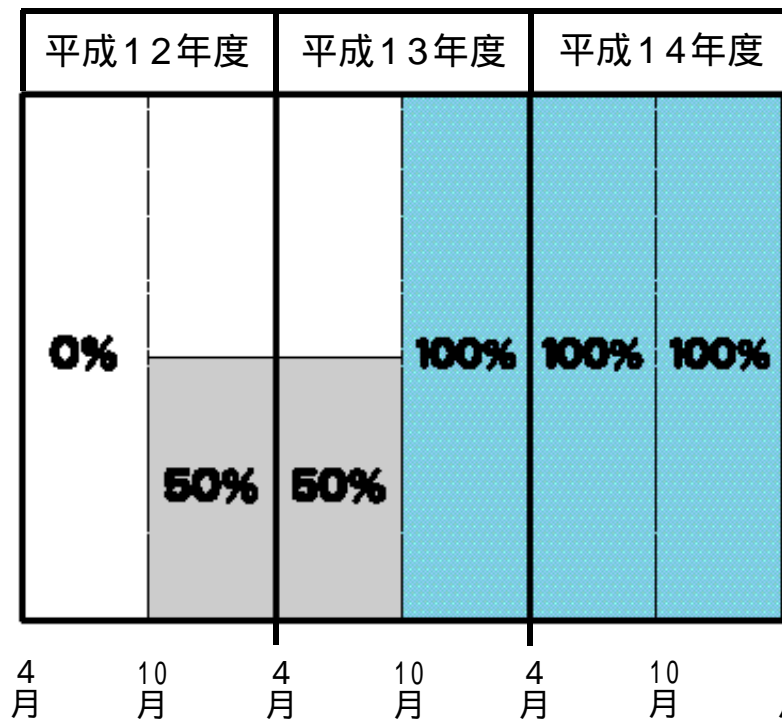
介護保険係
内315

介護保険制度が4月からスタートし、10月からは65歳以上(第1号被保険者)の人の保険料の納付が始まります。ここでは、保険料の納付方法について、Q & Aで説明したいと思います。

Q1. 私は68歳です。息子夫婦(第2号被保険者)は社会保険に加入しており、今年の4月に給料から介護保険料を引かれているようですが、私の場合、いつから保険料の納付が始まるのでしょうか。

A1. 国の特別対策により、65歳以上(第1号被保険者)の人については、平成12年9月までの保険料は徴収されていません。今年10月から1年間(来年の9月まで)は、本来の保険料年額の半分を納付し、平成13年10月からは全額を納付することになります。

<図1> 下の図が平成12年度から平成14年度までの介護保険料の納付する割合を表したものです。



Q2. 私は68歳になりますが、現在、障害年金で生活しています。介護保険料は天引きになるのでしょうか。

A2. 現在、支給されている年金のうち、障害年金や遺族年金などは介護保険料が天引きされません。(年金支給額が年18万円未満の人も同様です。)したがって、あなたの場合は市役所から届く納入通知書により市役所又は各金融機関にて納期である毎月末までに直接納付してください。また介護保険料は口座振替もできますので、口座振替依頼書を金融機関に提出してください。

Q3. 私は今年、66歳になります。昨年11月に要介護認定の申請をしました。その結果、要介護度3と認定され、介護保険のサービスを受けていますが、介護サービス受給者も保険料を納めなければなりませんか。

A3. 介護保険は、原則として40歳以上のすべての人が加入します。介護サービスを受けている人、受けていない人にかかわらず、下記の介護保険料は納めなければなりません。

第1号被保険者の保険料

段階	主な対象者	平成12年10月~13年3月までの保険料(月額)	平成13年4月~9月までの保険料(月額)	平成13年10月からの保険料(月額)	平成14年度の保険料(月額)
第1段階	市民税世帯課税で老齢福祉年金または生活保護の受給者である人	600円	600円	1,200円	1,200円
第2段階	市民税世帯課税の人	900円	900円	1,800円	1,800円
第3段階	第1、第2段階以外で本人が市民税課税の人	1,200円	1,200円	2,400円	2,400円
第4段階	本人が市民税課税で合計所得金額が250万円未満の人	1,500円	1,500円	3,000円	3,000円
第5段階	本人が市民税課税で合計所得金額が250万円以上の人	1,800円	1,800円	3,600円	3,600円

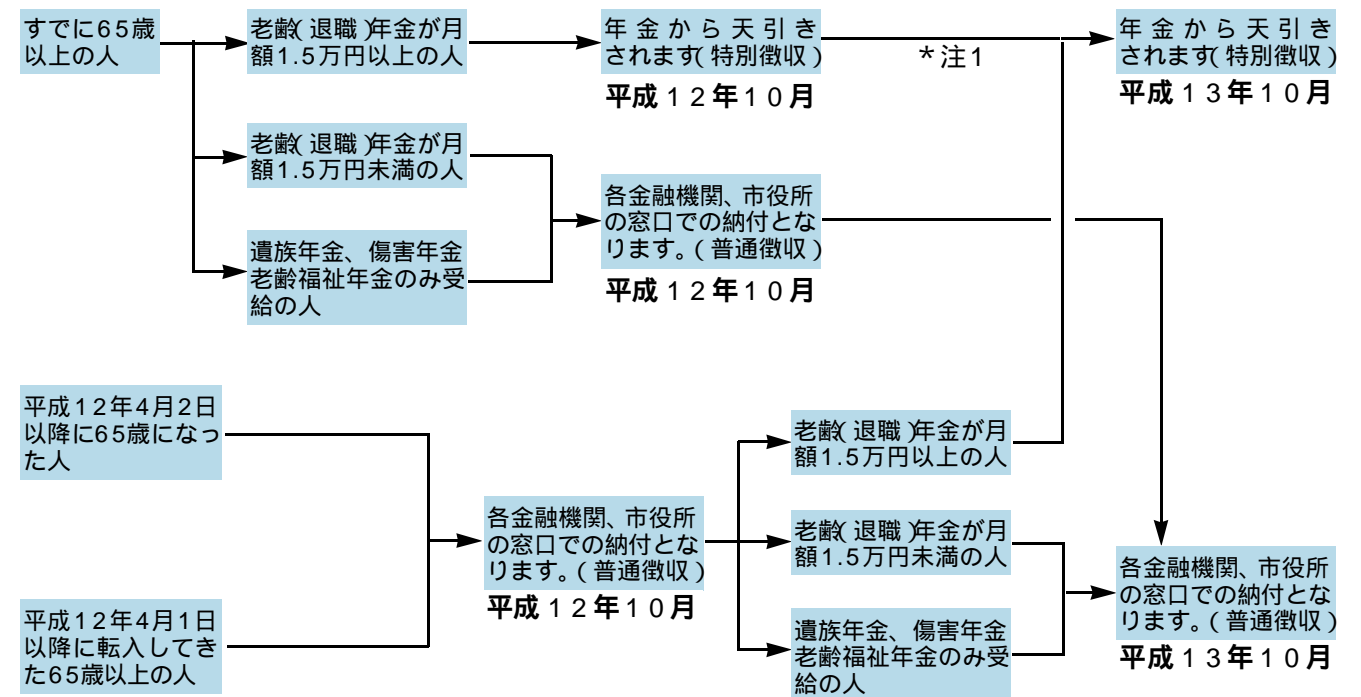
Q4. 私はこの4月3日に65歳になりましたが、介護保険料は年金から天引きになるのでしょうか。

A4. 4月2日以降に65歳になる人は、翌年の9月まで、介護保険料は年金からの天引きが行われません。市から送付する納入通知書、または申し込みされた口座振替により納付することになります。

Q5. Q4で翌年の9月までは天引きされないとありますが、翌年10月以降の納付方法はなるのでしょうか。

A5. 翌年の10月以降の納付方法については、一人ひとりの年金額や年金の種類によって、異なります。下の表を参考にしてください。

下に示すように年齢や年金の種類、額によって納めかたが違います。



*注1 年金の支給額の変更や、申告内容によっては、特別徴収(天引き)から普通徴収(個別納付)へ変更になる場合があります。